産後ケア事態 のご案内 新宮町

出産後、安心して健やかに育児ができるよう、助産師等による授乳相談、育児相談、休養な どのサポートをします。

出産してから体調 が悪い・・・

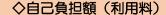
授乳がうまくい かない・・・

初めての育児で 不安•••

サポートしてくれ る人がいない

◇利用できる方

新宮町に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん



◇自己負担額(利用料) *町が利用料の一部を負担しています。



		一般世帯		町民税非課税世帯	生活保護世帯	
宿泊型	(1 泊食事込)	①3,000円/日	②6,000 円/日	2,000 円/日	200 円/日	
		(多胎児 1,000 円/人加算)		(多胎児 500 円/人加算)	(多胎児加算なし)	
(注)						
デイサービス型		①2,000円/日	②4,000 円/日	1,000 円/日	100 円/日	
		(多胎児 750 円/人加算)		(多胎児 250 円/人加算)	(多胎児加算なし)	
(6時間 昼食込)						
訪問型	(3 時間まで)	①1,000円/日	②2,000 円/日	700 円/日	100 円/日	
訓问至	(つ 四回む ()	(多胎児 500 円/人加算)		(多胎児 100 円/人加算)	(多胎児加算なし)	

※注 1日当たりの利用料。①の料金では、例えば1泊2日;6,000円、2泊3日;9,000円になります。

◇利用回数

計 7日

※宿泊型、デイサービス型、訪問型あわせて

【一般世帯の場合】

1~5日以内の利用 ➡ 上記の表①の料金 6、7日目の利用 ➡ 上記の表②の料金

【多胎児の場合】

2人目以降1人につき、3日追加されます(例:双子は計10日、三つ子は計13日)。 料金は一般世帯の場合、全日程①と多胎児加算の料金です。

◇ケアの内容

お母さんの健康管理

*産後の体調 *休養

*おっぱいケア など

赤ちゃんの健康管理

*発育・発達チェック

*沐浴 など

育児サポート

*授乳指導

*育児相談 など

【問い合わせ・申請】



新宮町こども家庭センター はぐうる6 092-963-2995

〒811-0124 新宮町新宮東 2-5-1 シーオーレ新宮(子育て支援課内)

◇利用施設

産後ケア利用施設		住所	電話	宿泊型	デイサー ビス型	訪問型	利用期間
産科医療機関	愛和クリニック	古賀市天神 5-9-1	092-943-3288	0	0		生後3か月未満
	石田レディースクリニック	福津市有弥の里 2 -10-17	0940-35-8080	0	0		生後4か月未満
	ゆいレディースクリニック	粕屋町原町 5-12-1	092-939-3517		0		"
助 産 院	助産院 ゆらり	新宮町上府北 1-1- 4SunBlue1 号	080-5270-4597	0	0	0	生後1歳未満
	にじいろ助産院	福津市本木 1230-4	090-2589-0514		0	0	"
	モニカ助産院	出張のみ	090-8403-1435			0	"
	きらり助産院	出張のみ	090-5294-3368			0	"
	助産院 てくてく	出張のみ	090-5741-6419			0	"
	ひだまり助産院	出張のみ	090-9402-2474			0	"

◇その他の施設

里帰り先など上記以外の施設にて、産後ケア事業を利用される場合は、償還払いの手続きとなります。 宿泊型、デイサービス型、訪問型それぞれに助成の上限額(下記の通り)がありますので、自己負担額(利用料)が変わる 場合があります。利用施設にて、利用料金についてご確認ください。一旦全額自己負担となります。

※注 町の助成の上限額【一般世帯の場合】

1~5 日以内の利用⇒宿泊型; 18,000 円/日 デイサービス型: 13,000 円/日 訪問型: 6,000 円/日 6、7 日目の利用 ⇒宿泊型: 15,000 円/日 デイサービス型: 11,000 円/日 訪問型: 5,000 円/日

◇利用方法

申請

新宮町こども家庭センター窓口(シーオーレ新宮)にて<u>事前申請</u>が必要です。利用希望日の1週間前までに申請してください。退院後すぐ利用したい場合は、妊娠8か月(32週)以降、申請可能です。

<手続きに必要なもの>

「産後ケア事業利用申請書」(新宮町ホームページよりダウンロード可)、身分証明書、母子健康手帳、印鑑 ※減免を希望する方で町に課税資料のない方は課税証明書などをご持参ください。



「産後ケア事業利用決定通知書」が自宅に郵送されます。届いたら、希望の施設へ連絡し、利用日の予約をしてください。※施設の状況により、希望日に利用できないこともあります。



利用

ご利用の際は、「産後ケア事業利用決定通知書」を必ず提示し、自己負担額をお支払いください。 ※利用時間や準備するものなど詳しい内容は、直接施設へお問合せください。

※キャンセル・変更は早めに(最終、前日の17時まで)施設へご連絡をお願いします。

賞還払いの 上記「その他の施設」を利用された方は、利用後に償還払いの手続きをしてください。手続き 手続きに必要なものなど、詳細については新宮町ホームページをご参照ください。